

プロジェクト 「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示

項目 第 410 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に関連して、第 410 回企業会計基準委員会（2019 年 6 月 13 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

全般

【第 410 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

開示量は IAS 第 1 号を上限とすべきとの意見

2. IFRS 基準は日本基準に比べて開示量が多く、やや過多であると感じているため、開発中の会計基準において、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）から変更を加える場合であっても、開示量に関しては IAS 第 1 号を上限とする方向で開発するのがよいと思われる。

(対応案)

第 26 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 7 月 30 日）において、開示する項目の識別及び注記事項に関して再検討を行い、審議事項(3)-3 にて基準文案をお示ししている。

作成者の負担になり得る部分をコメント募集の際に明らかにすべきとの意見

3. 作成者の負担になると考えられる部分があるならば、コメント募集の際にその部分を明確に示すとともに、関係者の意見を丁寧に聞くようにすべきである。

(対応案)

「コメント募集及び公開草案の概要」の文案を検討する段階で検討する。

開示目的

【ASBJ 事務局の提案】

4. ASBJ 事務局は、開示目的を次のように定めることを提案した。

1. 会計上の見積りの開示は、次の2つのことを目的とする。
 - (1) 翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い資産及び負債や収益及び費用を次のとおり識別して示すこと
 - 会計上の見積りを行うことにより当年度の財務諸表に計上する金額（以下「合理的な見積金額」という。）を算出した資産及び負債や収益及び費用のうち、当該金額の算出に用いた仮定とその将来における実績との間に差異が生じ得ることにより、翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い資産及び負債や収益及び費用を識別する。
 - (2) (1)において識別した資産及び負債や収益及び費用の合理的な見積金額に対する財務諸表利用者の理解可能性を高める情報を示すこと

【第 410 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

財務諸表に影響する期間を翌年度としてはどうかとの意見

5. 本資料の第4項で提案された開示目的の1つ目では、財務諸表に影響を及ぼす対象期間を翌年度 以降 としているが、見積りは、企業により每期定期的に見直しが行われていると考えられるため、IAS 第1号と同様に、翌年度中を対象とすることでよいのではないかと。

(対応案)

第26回ディスクロージャー専門委員会において、企業が影響を検討すべき将来の期間に関して再検討を行い、審議事項(3)-3にて基準文案をお示ししている。

開示項目として識別する対象は資産及び負債のみでもよいのではないかととの意見

6. 本資料の第4項で提案された開示目的では、「資産及び負債」並びに「収益及び費用」が併記されているが、収益及び費用に影響を及ぼすものは、必然的に資産及び

負債にも影響を及ぼすと考えられるため、この両者を併記する必要はないのではないか。

(対応案)

第26回ディスクロージャー専門委員会において、開示する項目の識別に関して再検討を行い、審議事項(3)-3にて基準文案をお示ししている。

開示目的は「開示対象項目の識別」の分析結果と矛盾するのではないかとの意見

7. ASBJ事務局は、「開示対象項目の識別」の検討において、「企業の事業モデルが大きく変わらない状況においては、識別される資産及び負債や収益及び費用が事業年度ごとに大きく変わるものでもない」との見解を示している。一方で、本資料の第4項で提案された開示目的の1つ目は、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性を毎期判断すること企業に求めているようにも読めることから、「開示対象項目の識別」での分析と矛盾するようにも思われる。

(対応案)

企業の事業モデルに大きな変化がなければ、開示目的に照らして識別した結果、毎期同じ項目を識別することになると考えられる。

開示目的に照らして偶発事象は開示対象に含まれるのかとの意見

8. 本資料の第4項で提案された開示目的の1つ目では、資産及び負債や収益及び費用について言及される一方、偶発事象に関しては言及されていない。しかし、「翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性」があるという趣旨で、偶発事象も開示対象になり得るのか。

(対応案)

第26回ディスクロージャー専門委員会において、開示する項目の識別に関して再検討を行い、審議事項(3)-3にて基準文案をお示ししている。

基本的な考え方

【ASBJ事務局の提案】

9. ASBJ事務局は、開発する会計基準において、会計上の見積りの開示は、「当年度の財務諸表において合理的な見積金額に重要性があるもの」を識別するのではなく、

翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高いもの」を識別し、注記情報の充実を図ることを提案した。

【第410回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

10. 特に意見は聞かれなかった。

開示の対象範囲

【ASBJ事務局の提案】

11. ASBJ事務局は、会計上の見積りの開示の対象範囲については、次のものを開示対象から除外するよう基準開発を行うことを提案した。

- (1) 「注記として開示する金額が会計上の見積りによるもの」
- (2) 直近の市場価格により時価評価されている資産及び負債

【第410回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

12. 特に意見は聞かれなかった。

開示対象項目の識別

【ASBJ事務局の提案】

13. ASBJ事務局は、開発する会計基準において、開示対象となる資産及び負債や収益及び費用を識別するにあたっての詳細な判断基準を示さないことを提案した。

【第410回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

14. 特に意見は聞かれなかった。

注記事項

【ASBJ事務局の提案】

15. ASBJ事務局は、開発する会計基準において、注記事項を次のように定めることを提案した。

1. 開示目的を達成するために、識別した資産及び負債や収益及び費用のそれぞれについて、次の事項を注記する。
 - (1) 財務諸表における表示科目の名称
 - (2) 合理的な見積金額に関する情報
 - ① 合理的な見積金額
 - ② 合理的な見積金額の算出方法
 - ③ 合理的な見積金額の算出に用いた主要な仮定
 - (3) 翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高いと判断した理由

【第 410 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

16. 特に意見は聞かれなかった。

以 上